

指導計画の意義と 役割

教育課程は、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動について、それらの目標やねらいを実現するように、教育の内容を学年段階に応じ授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である（本編 P 23 IV－1－(1) 「教育課程の意義、基準及び編成」参照）。それを具体化した計画が指導計画であり、指導計画は、指導方法や使用教材、も含めて、各学校で、地域や学校の実態を考慮し、創意工夫して作成される。

指導計画の作成に当たっては、各教科等の目標と指導内容の関連を十分研究し、単元や題材等内容や時間のまとまりを見通しながら、まとめ方等を工夫したり、内容の重要度や児童生徒の学習の実態に応じてその取扱いに軽重を加えたりして、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、資質・能力をはぐくむ効果的な指導を行うことができるように配慮することが必要である。

また、各学級等において、日々の教育活動を進める際には、自校の指導計画に示された、各教科・領域等の目標や具体的な指導内容、指導時数等を理解し、適切な指導を行わなければならない。

指導計画の内容と 種類

指導計画は、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動のそれぞれについて、各学年あるいは学級等で作成される。

指導計画には、実際の指導を進めるに当たって必要な指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当、評価計画等が含まれる。指導計画には、年間指導計画や2年間にわたる長期の指導計画から、各学期、月、週、単位時間、あるいは単元、題材、主題ごとの学習指導案に至るまで各種のものがある。

日々の指導や授業の計画・実施に当たっては、各学校で作成された年間指導計画等を適宜参照し、そこに示された目標や指導内容に従って進める。また、学級担任、教科担当等として、週指導計画や学習指導案等、必要な指導計画を作成して計画的に指導を進める。

年間指導計画

年間指導計画は、教育課程・教育全体計画に基づいて、各教科・領域等において、1年間（若しくは2年間）の長期計画として作成される。学期や月ごとの指導計画や週指導計画は、年間指導計画に基づいて作成される。

年間指導計画には、目標、内容、順序、時期、時数等が含まれることが一般的である。ただし、指導計画は、各学校が自校の教育目標や児童生徒の実態や課題に即して、創意工夫して作成するものであるため、特に決められた内容項目や様式等はない。指導に際しては、自校の年間指導計画の構成や内容をよく理解、把握しておくようにする。

週指導計画の意義と役割

週指導計画（週指導案・週案）は、年間指導計画で計画された内容を児童生徒の実態や他の教科との関連、各種行事との関連等を考慮し、実際の時間割に即して計画、配当するものである。週指導計画によって適切に計画、配当することで、予定していた時数の超過や余剰を防ぐことができる。また、学年や学校全体の活動計画と連携・調整を図ることで、日々の学習指導や生徒指導等を効率的に進めることができる。週指導計画は、年間指導計画と日々の指導、本時の学習指導とを結び付けるものであり、学級担任、教科担当等として、毎週作成・活用することが大切である。

週指導計画の主な内容

週指導計画は、各学校において様式や内容項目を調整し、作成するものである。一般的には、時間割表の形式で、教科名、単元（題材）名、教材名、本時の目標、主な内容、準備物、本時の時数（「○／○」等）、週や月の累積授業時数等を記載する。

なお、毎時間のねらいを確実に達成するためには、児童生徒が目標を達成した際の姿を具体的に想定し、適切な指導が行われることが重要である。そのため、評価の観点や評価規準を記載する場合がある。

また、授業改善の視点から、実施後の反省や児童生徒の学習状況等をメモする場合がある。いずれの場合も、日々の指導の充実に必要な内容で構成された週指導計画を作成し、実際の指導に活用していくようにする。

週指導計画作成上の留意点と活用

週指導計画を作成する際には、以下のことに留意する。

- 年間指導計画等に従っていること
- 学年、学校全体の行事等と調整を行った上で、無理のない計画を立てること
- 作成に当たっては、学年の教員と相談したり、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教務主任（部長）の指導を受けたりするなど、連絡及び調整を十分行うこと
- 児童生徒の実態等を記入する際には、個人情報の保護を十分に配慮すること
- 実施時期に先立って時間的な余裕をもって作成すること

学習指導案の意義と役割



学習指導案
ハンドブック

学習指導案を作成することは、どのような資質・能力を育成するために、児童生徒が、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」という授業の内容や手順を具体的に考えていくことに他ならない。指導者は、学習指導案を作成することを通して、その内容や指導方法を事前に考えたり工夫したりしながら練りあげていく。つまり、学習指導案は、その時間のねらい（育成を目指す資質・能力）を達成するための設計図であるといえる。

京都府総合教育センターでは、学習指導案を作成する際の手引きとして「学習指導案ハンドブック（令和3年3月）」を作成した。学習指導の在り方や実践的な指導力を身に付けるため、積極的に活用することが望ましい。



2 授業づくりの基本

(1) 教材研究の進め方

基本的な考え方

教材は、教育の効果を高め、児童生徒の基礎・基本的な学習理解を助ける上で極めて重要であり、その充実は不可欠である。

学校教育においては、主たる教材は教科書（※1）である。授業では、教育課程の構成に応じて組織配列された教科書の使用が義務付けられている。このことは、教育の機会均等の確保や全国的な教育水準の確保、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保等を保障するためである（学教法第34条他、教科書の発行に関する臨時措置法第2条）（※2）。したがって、教材研究を行う際には、まず、主たる教材としての教科書の内容を正しく理解するとともに、指導者の立場から教材としての価値や特性を明確に把握するなど、十分に研究することが重要である。

※1 従来は、「児童生徒は、教科書に記述されている内容をすべて学習しなければならない」とする教科書観が重視されていたが、現在は、「個々の児童生徒の理解の程度に応じて指導を充実する」、「児童生徒が興味関心をもって読み進められる」、「児童生徒が家庭でも主体的に自学自習ができる」といった観点から教科書を活用しようとする考え方へと転換が図られている（教科書の改善について（通知）平成23年3月30日付け 文部科学省）。

※2 なお、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校及び特別支援学級においては、文部科学大臣の定めるところにより、学校教育法第34条に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる（学校教育法附則第9条）。

教科書以外の教材

副読本や問題集等、主たる教材である教科書を補充し指導効果を高めるのに有益適切なものは、補助教材として使用することができる（学教法第34条他）。ただし、補助教材の使用に際しては、教育委員会へ届出又は承認の手続きが必要である（地教行法第33条）。

また、教科書や副読本等の紙媒体以外に、ICT機器を使用した映像や音源、観察・実験等で扱う実物資料や標本、実習・制作で使用する材料や用具、実技等、各教科の学習活動においては、様々な“もの”が用いられており、これらについても広い意味で教材と呼ばれている。

学校での著作物の利用



改正著作権法第35条運用
指針

2018年に改正された著作権法の第35条は、学校等の教育機関の授業の過程において、文章や写真、絵、映像などの著作物を許可を取らずに複製して利用することを部分的に認めている。ただし、オンライン授業等で教材をインターネット上で共有する場合には、「補償金」が発生する。

授業で著作物を適切に利用するために、最新の法規制やガイドラインを確認し、著作権者の利益を尊重しながら、効果的な教育活動を行うことが求められている。

教材研究の方法

教材研究は、例えば、次の三つの段階で進めることが効果的である。

1 教材の内容を正しく理解する。

教材の内容や観察・実験・実習等の対象としている事象や資料について、指導者自身が正しく理解することが必要である。そのためには、教科書や関連する資料を読み込んだり、実験等を実際にやってみたりするなど、指導者自身が教材と実際に向き合って学ぶことが重要である。

2 教材の教育的価値を正しく把握する。

その教材によって児童生徒にどのような資質・能力を育成するのかという視点で教材を分析し、教材としての価値を明らかにする。そのためには、児童生徒の実態や課題を把握し、単元(題材)の目標と照らして、教材の価値やよさ、特徴等を明確にすることが重要である。

3 教材の使い方・生かし方を決める。

実際の学習活動を想定して、教材をどのように使うのかを考える。教科書であれば、児童生徒が読む、傍線を引く、書き抜く、要点をまとめるなどが、“使い方”として考えられる。写真や統計資料であれば、授業のどの時点で提示するのか、どのような観点で調べさせるのかなども、教材の特徴を生かした使い方であると言える。このような使い方や、生かし方まで具体的に明らかにして、初めて教材を授業に生かすことができる。

教材研究の留意点

学習指導要領では、教育活動全体を通じた指導計画の立案が求められ、その中で「児童生徒の実態を踏まえた教材の適切な選定」が重要であるとされている。このことは、教師が教材研究を行い、授業での活用方法を工夫する必要があることを示唆している。

教材研究は、指導者自身が教科書や資料を読んだり、実験や制作等に取り組んだりすることが最も効果的であるが、時間的な制約の中では、指導内容全てについて研究を深めることは難しい。教材研究に時間をかけるあまり、児童生徒と向き合う時間がもてなくなったり、過重な負担で健康を損ねたりすることのないように留意することも必要である。

そのためには、学校に備えられている教科書に関連した資料を活用したり、同じ学年、同じ教科の教員が協力・分担して研究したりするなどの工夫をすることも考えられる。また、分からないところを率直に尋ねたり、助言を求めたりするなど、先輩教員から学ぶ姿勢も大切にしたい。

《参考資料》

□「改正著作権法第35条運用指針」(SARTRAS 授業目的公衆送信補償金等管理協会 令和2年12月)

2 授業づくりの基本

(2) 1時間の授業の組立て方

授業の構成

児童生徒の学習活動と教師の指導内容の双方が具体的にイメージできるように、単元全体を見通したうえで、流れに沿って1時間の授業を組み立てる。このとき、「本時の目標」（どのような資質・能力を育成するのか）と、「学習活動」（どのような学習活動を行うのか）と、「評価」（どのような学習状況であれば目標が達成できたとするのか）の三つが相互に関連し、そのつながりが明確になっているようにする。

1時間の授業は、一般的には、「導入」、「展開」、「まとめ」の三つの過程で組み立てる場合が多い。「学習課題をつかむ」、「調べる」、「考えをまとめる」等、学校独自の区切り方や文言を設定する場合もある。過程を設定する際には、児童生徒の立場から、授業全体を見通して実際の学習活動の流れを想定する。

【導入】

学習意欲の向上

学習指導要領では、「児童生徒が見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。」と明記されている。児童生徒が学ぶことに興味や関心をもつように、授業のはじめに児童生徒に本時の学習の目標と学習活動の見通しを明確にもたせるようにする。流れをはっきりと自覚的に捉えられるようにする。

前時の振り返り

学習目標を捉えさせるためには、前時やこれまでの学習について振り返ることが必要である。本時に関連して、どのようなことをどのような方法で学習してきたかを確認し、それと関連させることで、本時の目標と学習活動を具体的に想起できるようにする。

目標の確認

本時の目標を達成するための学習課題を、児童生徒向けの言葉で分かりやすく提示したものが、「めあて」、「ねらい」、「課題」等である。いずれも、教師から提示して説明したり、前時の振り返りから児童生徒自身に考えさせたりするなど、自覚的に捉えられるように指導する。

学習活動の見通し

本時にどのような学習活動を、どのような手順で行うのか児童生徒自身が見通しをもてるようにする。単元（教材）のはじめに立てた学習計画を確認めたり、これまでの経験をもとに児童生徒自身に方法や手順を考えさせたりするなど、児童生徒が主体的に学習に取り組めるように学習指導を進める。

【展開】

学習形態の工夫

本時の目標を達成するための学習活動を展開する部分である。児童生徒が教師の説明を聞いたり、個人やグループで学習活動に取り組んだり、学級全体で互いの考えを交流したりするなど、いくつかの学習活動により構成される。

児童生徒が学習課題を捉え、学習活動の見通しをもって主体的に活動するためには、様々な学習形態の工夫が必要である。その形態で、何をどのような目的で行うのかを、児童生徒が具体的に理解できるようにするとともに、十分な活動時間を設定することや、児童生徒が教師に頼らず自分の力で活動できるよう手順や進め方を事前に十分指導しておくことなど、ていねいな手立てを講じておくことが大切である。

個に応じた指導 安全等への配慮

個に応じた指導については、児童生徒の実態に即して具体的な手立てを準備し、ユニバーサルデザインの概念を取り入れることも重要である（本編P75 IV－5－(2)「京都府における特別支援教育」参照）。また、保健衛生、事故防止、安全管理、準備・片付け等についても、具体的に想定し、留意点を明確にしておく。

【まとめ】

目標に照らした 児童生徒の振り返る活動と教師 のまとめ

振り返る活動とは、本時の学習活動を振り返り、児童生徒が自身の学びや変容を自覚的に捉えたり、互いに認め合ったりする学習活動である。

具体的な学習活動としては、本時の授業の振り返りをノートやワークシート等に記述した後、学級全体やグループで簡単に交流することなどが多く行われている。また、学習の成果について観点を明記した表やカード等を工夫し、自己評価や相互評価を行わせることも考えられる。

振り返りの観点が、本時の目標に照らして明確に示されていることが重要である。単なる感想や、学習内容の再確認に終わることなく、児童生徒自身が、何をどう学び、何ができるようになったのか、自身の学びや変容を自覚的に捉えられるように工夫し、教師が本時のまとめをすることとともに指導と評価につなげる。

次時の予告

次時の学習内容等を予告することで、単元（教材）全体の見通しをもち、主体的に学習に取り組めるようにする。

《参考資料》

- 「生活習慣・学習習慣の改善を進める実践推進ガイドライン」（京都府教育委員会 平成22年3月）
- 「学習指導案ハンドブック」（京都府総合教育センター 令和3年3月）
- 「特別支援学級の授業づくりガイド」（京都府総合教育センター 平成28年3月）

授業づくりの基礎・基本

すべての児童生徒に「生きる力」をはぐくむため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められている。これは、従来とは全く違った新しい指導方法を導入するというものではなく、これまでと変わらず質の高い学びを実現し、児童生徒が学習内容を深く理解し、生涯にわたって能動的に学び続ける力を身に付けるための授業改善が求められている。

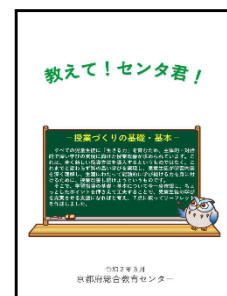
授業づくりで大切なこと



「本時の目標」と「学習活動」と「評価」の関連を図り、そのつながりが明確になるように 1 時間の授業を組み立てる。

学習指導の基礎・基本について今一度確認し、児童生徒の学びを充実させる支援にするため、工夫するポイントを抑えて指導する必要がある。

京都府総合教育センターでは、そのような指導の際の手引きとして「教えて！センタ君！（令和2年3月）」を作成した。授業づくりで大切な視点を例示している。



ICTの効果的な活用

学習指導要領に基づき、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成するため、児童生徒や学校等の実態に応じ、各教科等の特質や学習過程を踏まえて、教材・教具や学習ツールの一つとしてICTを積極的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげることが重要である。

デジタルかアナログかといった「二項対立」ではなく、児童生徒に育成する資質・能力を考えた上でよりよい方法を選択し、これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが必要である。

GIGAスクール構想

多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現にむけて、「GIGA (Global and Innovation Gateway for All) スクール構想」が令和元年度から開始された。校内通信ネットワークの整備、義務教育課程の児童生徒一人一台端末の整備とICTの活用により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現が求められている。

児童生徒のICT活用

義務教育課程の児童生徒に一人一台端末が配備され、これを効果的に活用することで、学習意欲を高めたり、学習内容の理解を深めたりするために活用されている。互いに学び合う交流活動を充実させることで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の取組が進められている。

また府立高校においても一人一台端末での活用が始まっており、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた取組を進めている。例えば、次のような活用事例が考えられる。

【資料を集める】

教科等の学習内容をより深く理解し、課題を解決するために最新の資料やデータ等から必要な情報を収集したり、多くの情報から必要な情報を選択したりするために、インターネット等を活用する。

【考えたことをまとめる】

教科等で学んだことや、調べたこと、またそれらに対する自分の考え等を文章でまとめたり、表や図、グラフにまとめたりする学習活動の際に、教室内で学習支援を行うアプリを活用したり、ワープロソフトや表計算ソフト等を活用したりする。

【考えを共有する】

クラウド型授業支援アプリを使い一人一台端末から自分の考えを提出してグループや学級全体で共有する。シンキングツール等を用いて意見の違いを整理したり、考えをまとめたりすることも有効であり、協働的な学びを展開することができる。

【分かりやすく表現する】

I C Tを活用して、学んだことや自分の伝えたいことを、表や図、グラフ等を用いて効果的に表現したり、プレゼンテーションソフト等を使ってまとめたりして、分かりやすく発表する。

【知識や技能の習熟】

繰り返し学習や個別学習をする際に児童生徒が個々にドリル等に取り組んだり、教師が一人一人の学習状況を把握するためにソフトウェア等を活用したりする。

【障害のある児童生徒に関する I C T 活用について】

「読み」に困難があると、内容の理解（読解）に到達できず学習の本質に迫ることが難しくなる。I C T機器等を活用し、「読んで理解する」から「聞いて理解する」学習方法に替えるという代替機能を活用し内容理解を促すことで、学習の本質に迫ることが可能となり、確かな学力の育成が期待できる。

現在、読み書き等に困難のある児童生徒に音声教材（P Cやタブレット等の端末を活用する教材）を無償で提供している事業があり、児童生徒の実態に応じた活用が期待できる。

I C T 活用の留意点

- I C Tの活用に当たっては、教育効果を上げるために、次の点に留意する。
- 指導のねらいに沿って、単元や題材のどの場面で I C Tを活用するか検討する。
- 授業後、I C Tを効果的に活用できたかを振り返り、授業改善に生かす。
また、授業の前には、自校に備えられた機器を確認し、それぞれの機器の使い方や接続の仕方をよく理解して、動作確認を行い、スムーズに使用できるように準備しておくことが必要である。

《参考資料》

- 「障害のある児童及び生徒のための教科用図書等の普及の促進等に関する法律」（平成31年4月施行）
- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（中央教育審議会 令和3年1月）
- 「各教科等の指導における I C Tの効果的な活用について」（文部科学省 令和2年9月）
- 「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」（文部科学省 令和元年6月）
- 「『未来の教室』と E d T e c h研究会第2次提言」（経済産業省 令和元年6月）
- 「授業がもっとよくなる電子黒板活用」（文部科学省 平成27年3月）
- 「京都府小学校プログラミング教育～育てていこう情報活用能力の森～」（京都府教育委員会 令和2年3月）
- 「通常の学級に在籍する読み書きに困難のある児童生徒の I C Tを活用した学びの研究」
(京都府総合教育センター 令和5年3月)
- 「読み書きに困難のある児童生徒の I C T機器を活用した学びの研究」(京都府総合教育センター 令和4年3月)
- 「1人1台端末時代の学び W e b 研修動画」(京都府総合教育センター 令和3年3月)
- 「読み書きに困難のある児童生徒への I C T機器等を活用した学習指導・支援の研究」
(京都府総合教育センター 令和2年3月)
- 「教えて！センタ君！」(京都府総合教育センター 令和2年3月)
- 「I C Tを活用した個に応じた指導法の研究(3)」(京都府総合教育センター 平成31年3月)
- 「I C Tを活用した個に応じた指導法の研究(2)」(京都府総合教育センター 平成30年3月)
- 「タブレット端末を活用した教育実践データベース」(京都府総合教育センター 平成29年3月)